

ルールを守って、安全でうるおいのある景観形成を

屋外広告物は、適正に表示されれば、街のにぎわいを演出したり、経済・文化活動などの社会生活に必要な情報を提供するなど、非常に有意義なものです。一方で、無秩序、無制限に表示されれば、広告としての本来の役割を果たさなくなるばかりか、自然や街のもつ美しさを損なうこととなります。また、設置や管理が適切に行われなければ、倒壊や落下によって、思わぬ事故が発生する場合があります。

そこで、青森県では、屋外広告物法に基づき青森県屋外広告物条例により、屋外広告物の表示や設置についてのルールをつくり、必要な規制を行っています。なお、青森市・八戸市及び弘前市の区域では、それぞれ「青森市屋外広告物条例」、「八戸市屋外広告物条例」、「弘前市屋外広告物条例」が適用されます。

屋外広告物も景観の一部です。ルールを守って、私たちの住む街の景観を安全でうるおいのあるものとしましょう。

屋外広告物規制の あらまし

青森県

令和8年3月改訂

屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの」をいいます。

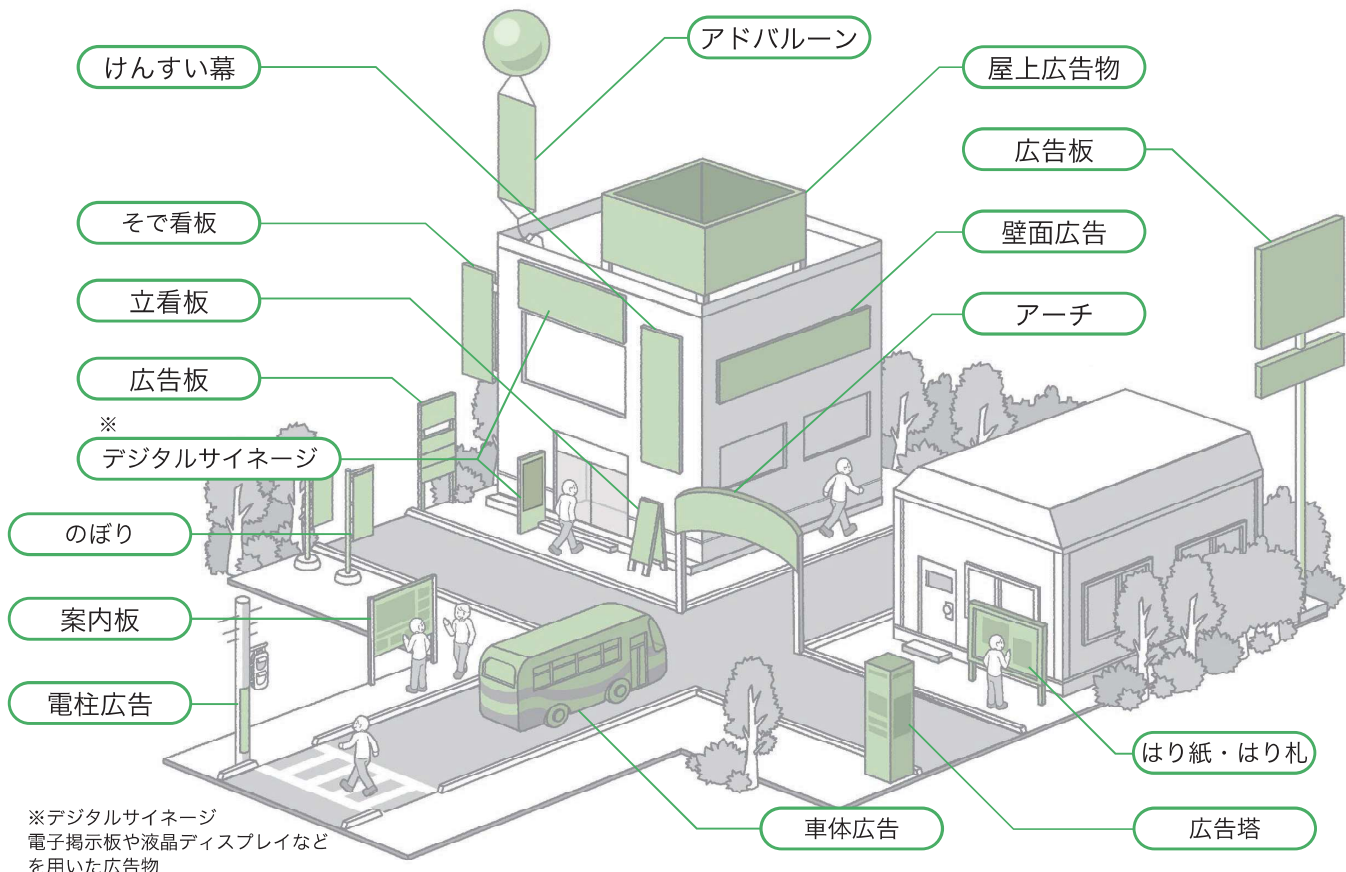
この要件に該当する広告物であれば、商業広告にかかわらず、非営利のもの、公共目的のものであっても、表示する内容にかかわらず規制の対象となります。

なお、街頭で配られるビラやチラシの類は、定着性がないことから屋外広告物には該当しません。また、駅構内や野球場にいる人のみを対象としたものなどは、「公衆に表示」されているとは言えず屋外広告物に該当しません。

注 意

このパンフレットは、屋外広告物の規制をより多くの方々に理解していただくため屋外広告物条例の内容を簡単にまとめたもので、規制の全てを記載したものではありません。実際に屋外広告物を表示・設置する際には、県都市計画課又は市町村屋外広告物担当課に詳細をお問い合わせください。

街中の様々な屋外広告物



屋外広告物規制の4本柱

屋外広告物の規制は、景観上の観点または安全上の観点から、大きく分けて次の4つの柱に基づいて行っています。

屋外広告物の規制

1 禁止広告物【条例第3条】 ...P3

県内全域、どのような場合でも一切表示・設置することができない広告物です。

2 禁止物件【条例第5条】 ...P4

地域に関係なく、原則として広告物を表示・設置できない物件です。

3 禁止地域【条例第4条】 ...P5

広告物の表示・設置が、原則として禁止される地域・場所です。

4 許可地域【条例第6条】 ...P6

広告物を表示・設置するためには、原則として許可が必要な地域です。

※許可地域は、自然景観に配慮するために定められた **自然景観型許可地域** と、賑わいある街並みの形成を促進するために定められた **市街地景観型許可地域** があります。

良好な景観の形成・風致の維持
公衆に対する危害の防止

広告表示者等の義務

すべての広告物に共通して順守すべき義務

広告物の表示者等は、屋外広告物を表示・設置する場所、広告物の種類に関係なく、次の義務を守らなければなりません。

広告物の管理義務【条例第17条】

屋外広告物の表示者等は、表示した広告物について、補修その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければなりません。

広告物の点検【条例第17の2条】

表示者等は、規則で定めるところにより、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければなりません。

広告物の除却義務【条例第18条】

許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、表示等の必要がなくなったときなどは、5日以内に広告物を除却しなければなりません。また、除却した場合は、市町村にその旨を届けなければなりません。

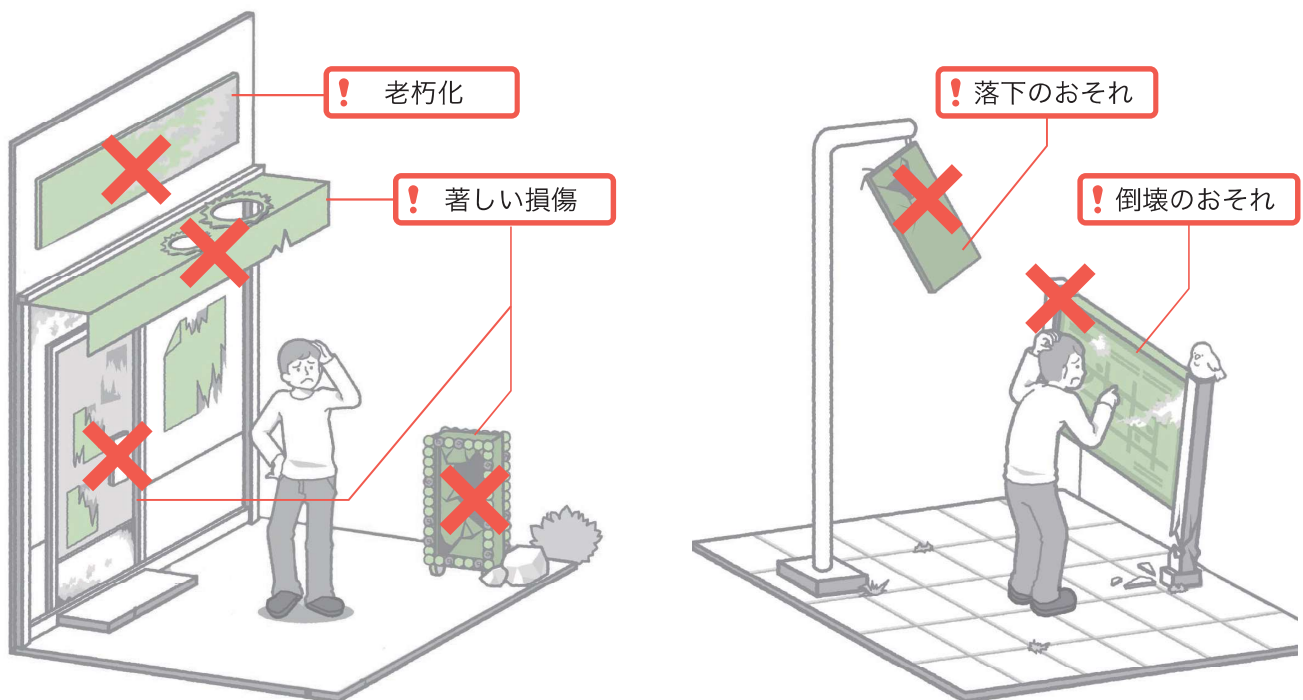
！ 一切表示・設置ができない広告物があります。

1 禁止広告物【条例第3条】

県内全域、どのような場合でも一切表示・設置することができない広告物です。

次のような広告物は、県内のどの地域でも、どのような場合でも、誰が表示したものであっても、例外なく表示・設置が禁止されます。これに違反した場合には、措置命令の対象となり、この命令に違反した場合には、罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

- 著しく損傷し、又は老朽化したもの
- 倒壊し、もしくは落下し、又はそのおそれがあるもの



広告物を設置すると管理義務が発生

有資格者による点検が必要となります

→ 本誌 P17 を参照

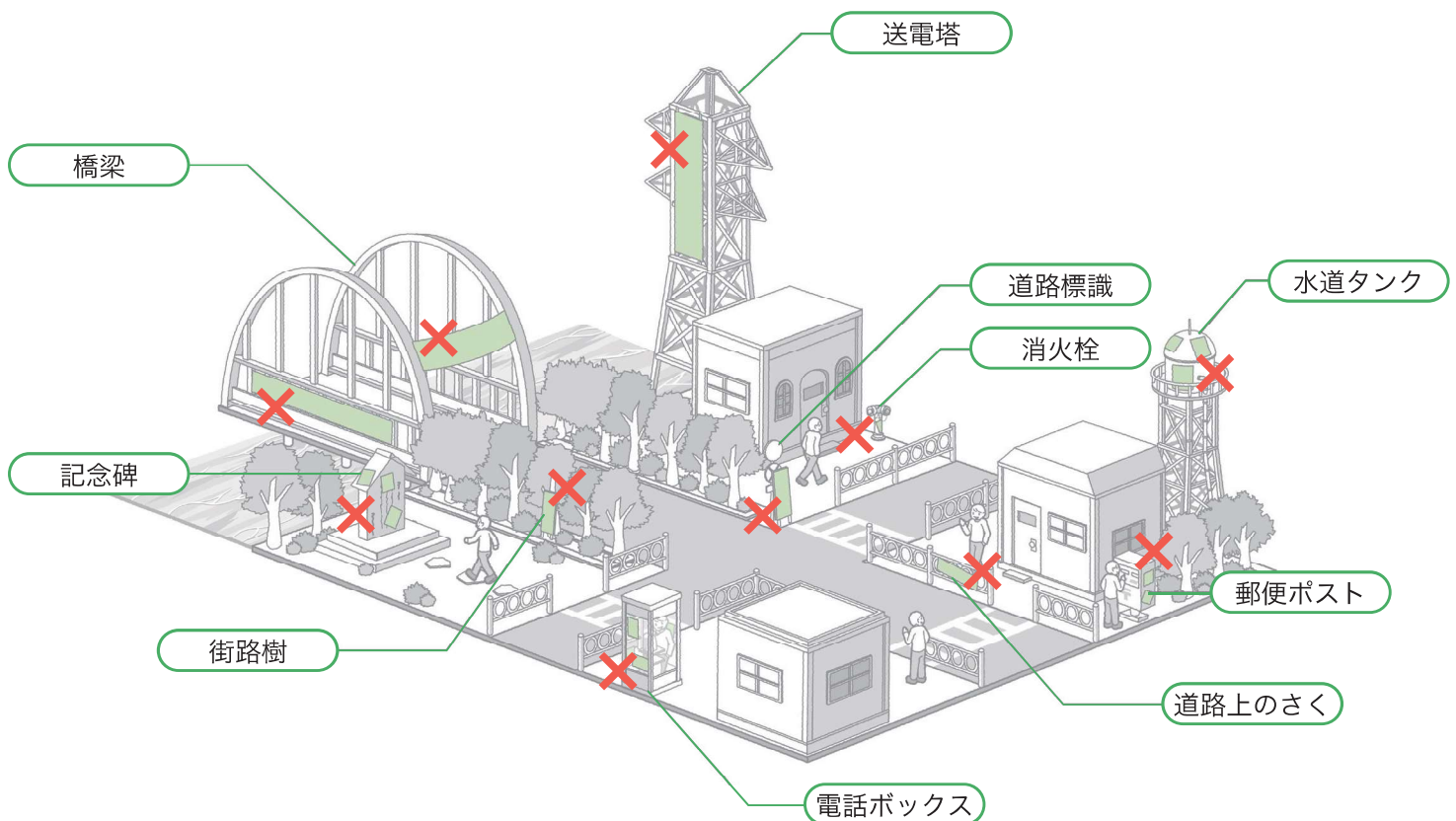
！ 広告物を表示・設置できない物件があります。

2 禁止物件【条例第5条】

地域に関係なく、原則として広告物を表示・設置できない物件です。

次のような物件には、県内のどの地域でも、原則として広告物の表示・設置ができません。
これに違反した場合には、措置命令、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

- 橋梁、トンネル、高架構造物、分離帯及び擁壁
- 街路樹及び路傍樹
- 信号機、道路標識、道路元標、里程標並びに道路上のさく及び駒止
- 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
- 郵便ポスト及び電話ボックス
- 路上変電塔、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突並びにガスタンク、水道タンク及び石油タンク
- 銅像、神仏像及び記念碑 など



！ 一切表示・設置ができない地域があります。

3 禁止地域【条例第4条】

広告物の表示・設置が、原則として禁止される地域・場所です。

次のような地域では、原則として広告物の表示・設置が禁止されます。
これに違反した場合には、措置命令、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

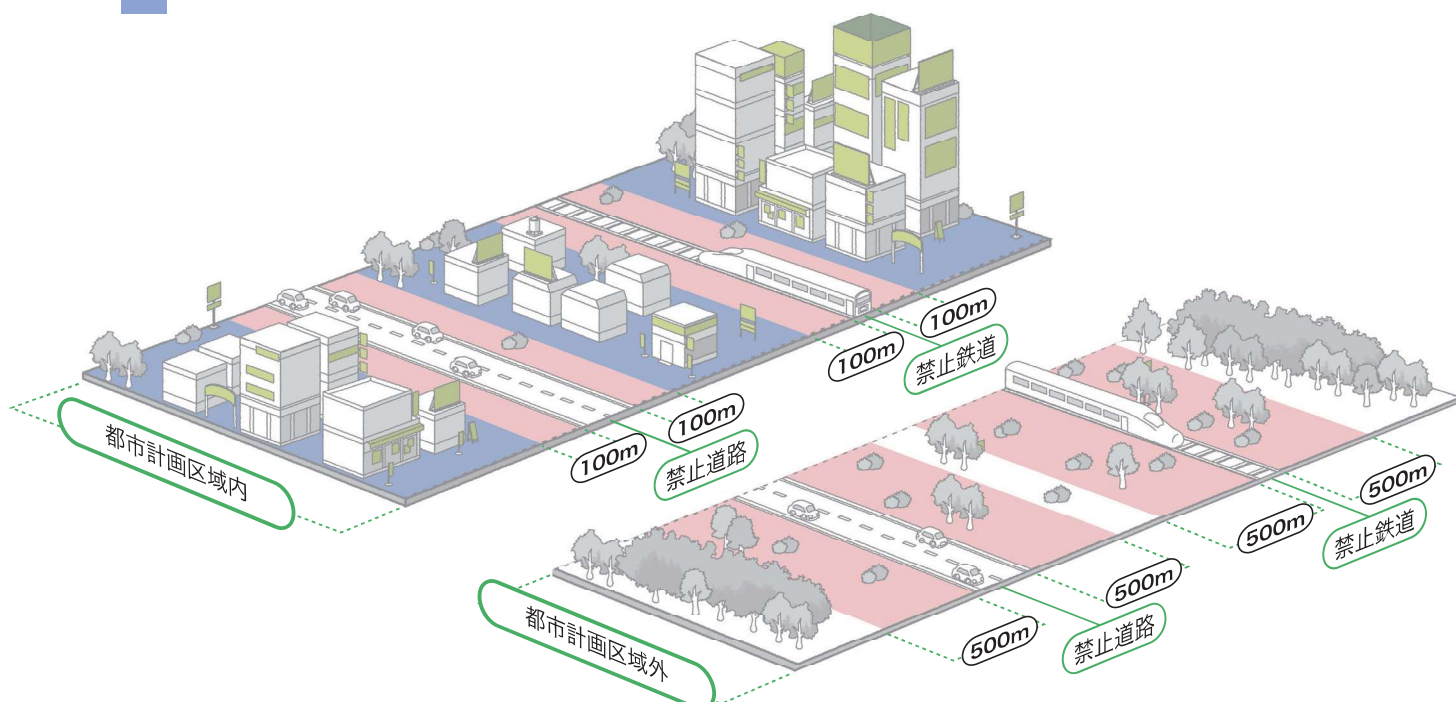
- 第一種・第二種低層住居専用地域
- 重要文化財、史跡名勝天然記念物、県重宝等の区域
- 国立公園及び国定公園、県立自然公園の区域
- 高速自動車道及び自動車専用道路の全区間、道路、鉄道等の知事が指定する区間
- 道路、鉄道等から展望できる地域で、知事が指定する区域
- 都市公園の区域
- 官公署、学校、図書館等公共性の高い施設及びその敷地 など

凡例

禁止地域

都市計画区域内の地域：禁止道路（鉄道）の路肩端又は路盤端から両側 100m 以内の区域
都市計画区域外の地域：禁止道路（鉄道）の路肩端又は路盤端から両側 500m 以内の区域

許可地域



！許可を受けなければ、表示・設置できない地域があります。

4 許可地域【条例第6条】

広告物を表示・設置するためには、原則として許可が必要な地域です。

次のような地域では、広告物を表示等する場所を管轄する市町村長の許可を受けなければ、原則として広告物の表示・設置ができません。

これに違反した場合には、措置命令、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

自然景観型許可地域

許可地域のなかでも、自然景観に配慮するために定められた地域です。

- 道路、鉄道等の知事が指定する区間（都市計画区域内の区間を除く）
- 道路、鉄道等から展望できる地域で、知事が指定する区域（都市計画区域内の区域を除く）
- 市街化調整区域、第一種・第二種中高層住居専用地域、用途地域が定められていない土地の区域

市街地景観型許可地域

賑わいある街並みの形成を促進するために定められた地域です。

- 道路、鉄道等の知事が指定する区間（都市計画区域内の区間）
- 道路、鉄道等から展望できる地域で、知事が指定する区域（都市計画区域内の区域）
- 第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

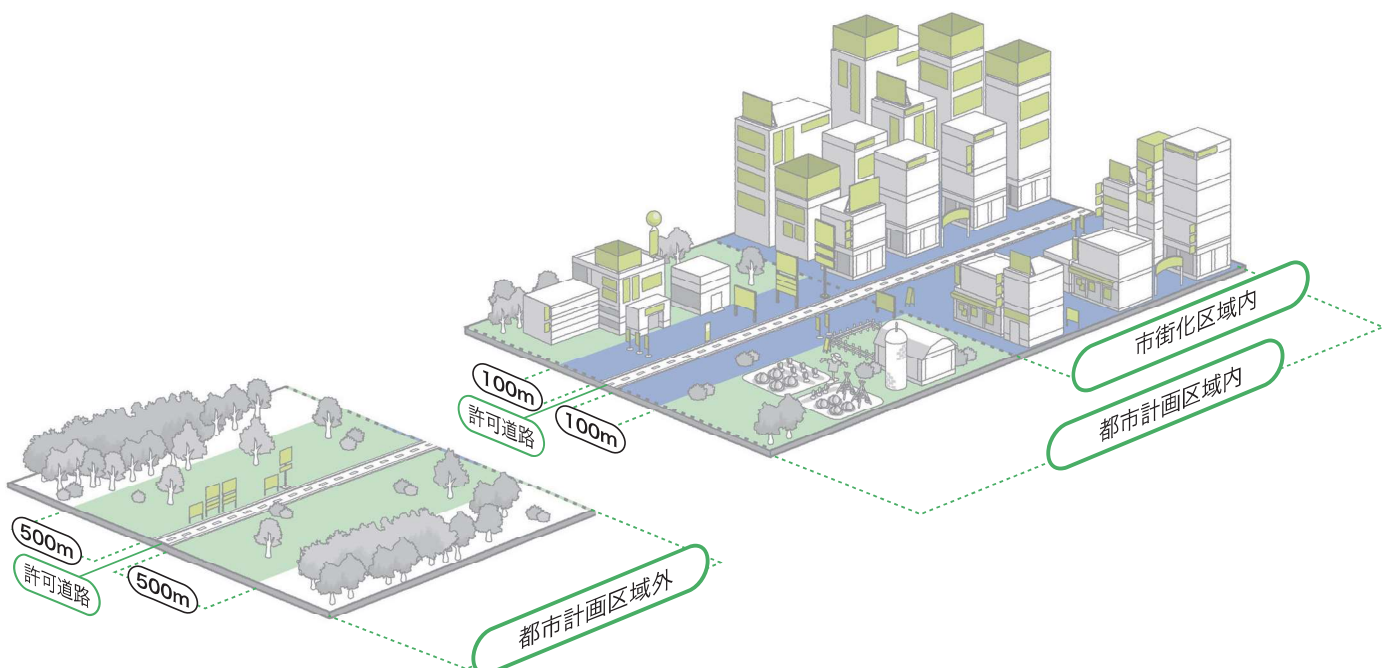
凡例

自然景観型許可地域

※都市計画区域外の許可道路（鉄道）の路肩端又は路盤端から両側 500m以内の区域

市街地景観型許可地域

※都市計画区域内の許可道路（鉄道）の路肩端又は路盤端から両側 100m以内の区域



禁止地域・許可地域概要図

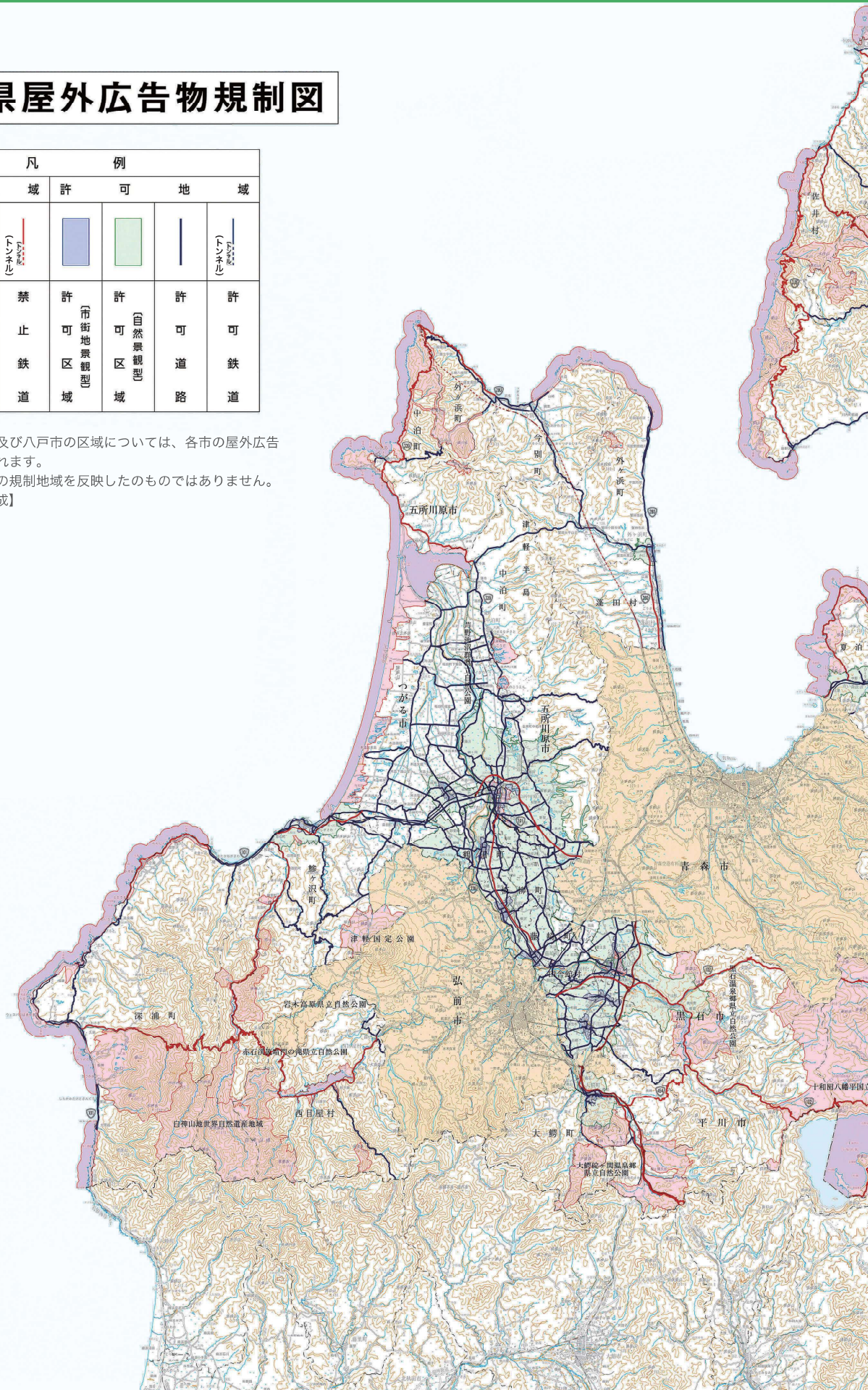
青森県屋外広告物規制図

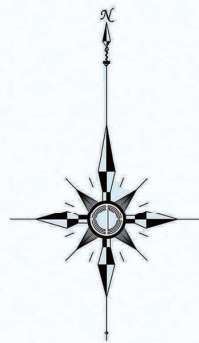
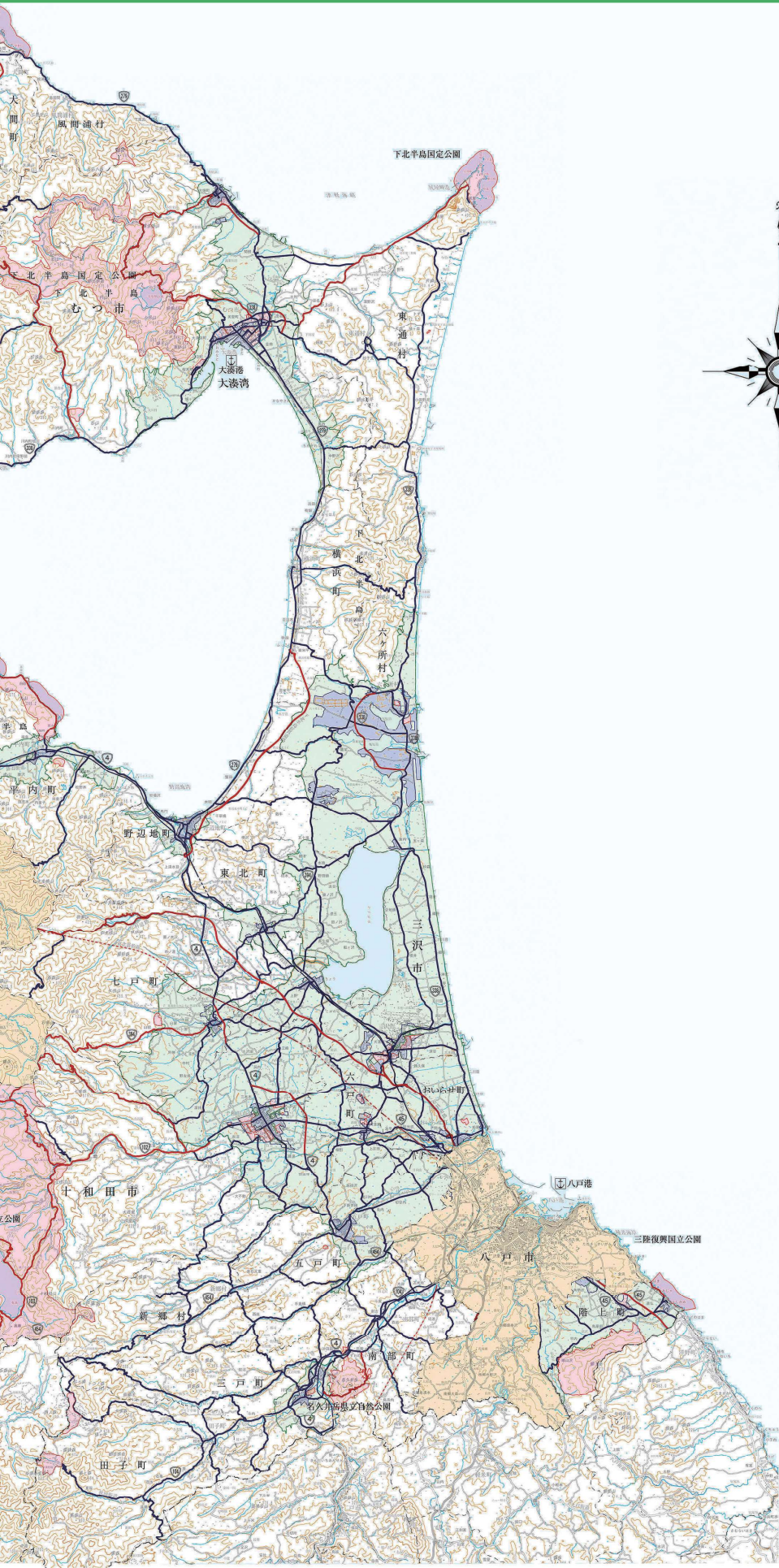
凡			例			
禁 止 地 域			許 可 地 域			
禁 止 区 域 〔自然公園〔保全地域等〕〕	禁 止 道 路	禁 止 鉄 道 〔トンネル〕	許 可 区 域 〔市街地景観型〕	許 可 区 域 〔自然景観型〕	許 可 道 路	許 可 鉄 道 〔トンネル〕

※青森市、弘前市及び八戸市の区域については、各市の屋外広告物条例が適用されます。

※この図面は全ての規制地域を反映したものではありません。

【令和6年12月作成】





地図はこちらからも
ご確認いただけます



【青森県庁ホームページ】
青森県屋外広告物規制図

禁止地域・許可地域

禁止地域

- ① 高速自動車国道東北縦貫自動車道
- ② 八戸・久慈自動車道、百石道路及び上北自動車道の区間（一般国道 45 号）
- ③ 津軽自動車道の区間（一般国道 101 号）
- ④ 下北半島縦貫道路の区間（一般国道 279 号）
- ⑤ 第 2 みちのく有料道路の区間（県道八戸野辺地線）
- ⑥ 東北新幹線・北海道新幹線
- ⑦ 以下の道路の区間
- ⑧ ①～⑦の道路又は鉄道から展望できる地域で、都市計画区域内の地域は路肩端又は路盤端から両側 100m 以内の区域、都市計画区域外の地域は路肩端又は路盤端から両側 500m 以内の区域

	路線名	区間	
		起点	終点
1	一般国道4号	十和田市大字伝法寺字上伝法寺32-1	県道三沢十和田線交点 (十和田市大字洞内字井戸頭144-133)
		十和田市大字大沢田字池ノ平123-2	七戸町字野崎狐久保433-1 (七戸バイパスの区間に限る)
		平内町大字中野字家ノ下15-2	平内町大字土屋字鍵懸無番 (土屋バイパスの区間に限る)
2	一般国道7号	県道大鰐停車場線交点	弘前大橋
		県道浪岡藤崎線交点	県道浪岡藤崎線交点
3	一般国道101号	鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸386	鯉ヶ沢町大字赤石町字砂山139-8
		深浦町大字轟木字扇田20-155	深浦町大字追良瀬字塩見山平211-42
4	一般国道102号	弘南大橋	広瀬橋
5	一般国道103号	全区間	
6	一般国道279号	県道むつ恐山公園大畑線交点	新出戸橋
7	一般国道280号	新四戸橋	県道鯉ヶ沢蟹田線交点(外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢4-13)
		一般国道279号交点	むつ市脇野沢桂沢169-10
8	一般国道338号	県道横浜六ヶ所線交点	六ヶ所村大字鷹架字道ノ下29-164
		県道前坂藤崎線交点(藤崎町大字葛野字新岡元113-1)	一般国道101号交点(五所川原市大字姥范字桜木28-4)
9	一般国道339号	県道鯉ヶ沢蟹田線交点(中泊町大字今泉字布引114-1)	一般国道280号交点(外ヶ浜町字三蔵本町67)
10	一般国道394号	八幡橋	一般国道102号交点
11	一般国道454号	一般国道102号交点(平川市切明山下69-1)	一般国道7号交点
12	県道八戸階上線	階上町大字道仏字大蛇203-111	階上町大字道仏字神山3-24
13	県道むつ恐山公園大畑線	一般国道338号交点(むつ市大字田名部字松山25-2)	一般国道279号交点
14	県道むつ尻屋崎線	村道下田屋目名線交点	村道尻屋燈台線交点
15	県道夏泊公園線	新雷電橋	一般国道4号交点(平内町大字中野字家ノ下25-6)
16	県道岩崎西目屋弘前線	一般国道101号交点	西目屋村大字田代字神田51-3
17	県道青森田代十和田線	全区間	
18	県道川内佐井線	全区間	
19	県道松代町陸奥赤石停車場線	小森橋	一般国道101号交点
20	県道種里町柳田線	県道松代町陸奥赤石停車場線交点	佐内沢橋
21	県道名久井岳公園線	全区間	
22	県道後平青森線	一般国道4号交点	新坪川橋
23	県道天間館馬屋尻線	みちのく有料道路の区間	
24	町道赤石溪流線	全区間	

許可地域

- ① 次の鉄道の区間
 - ・ 東日本旅客鉄道(株) 奥羽本線・五能線
 - ・ 青い森鉄道(株) 青い森鉄道線
- ② 禁止路線を除いた以下の道路の区間
- ③ ①及び②の道路又は鉄道から展望できる地域で、都市計画区域内の地域は路肩端又は路盤端から両側 100m 以内の区域、都市計画区域外の地域は路肩端又は路盤端から両側 500m 以内の区域

路線名			
一般国道の全路線			
県道の全路線			
市道(十和田市)			
1	伝法寺北線	2	伝法寺藤島線
町道(外ヶ浜町)		町道(七戸町)	
3	野田石崎沢線	4	昭和・ニッ森線
村道(東通村)			
5	石持砂子又線(村道里線交点(東通村大字砂子又字桑原山1-90)から一般国道338号交点まで)		
6	里線	7	柏木山線
		8	沢内線

交差点の範囲と規制基準

許可地域では、許可道路に係る、アーチの設置を認めません。また、許可道路に係る交差点において、広告板・広告塔・壁面利用広告物について、常時その内容を変化させるもの、附属照明が点滅するもの及び蛍光塗料・反射材料等である場合、運転者の注意力を低下させ交通安全上の支障となる等ことから設置を認めません。

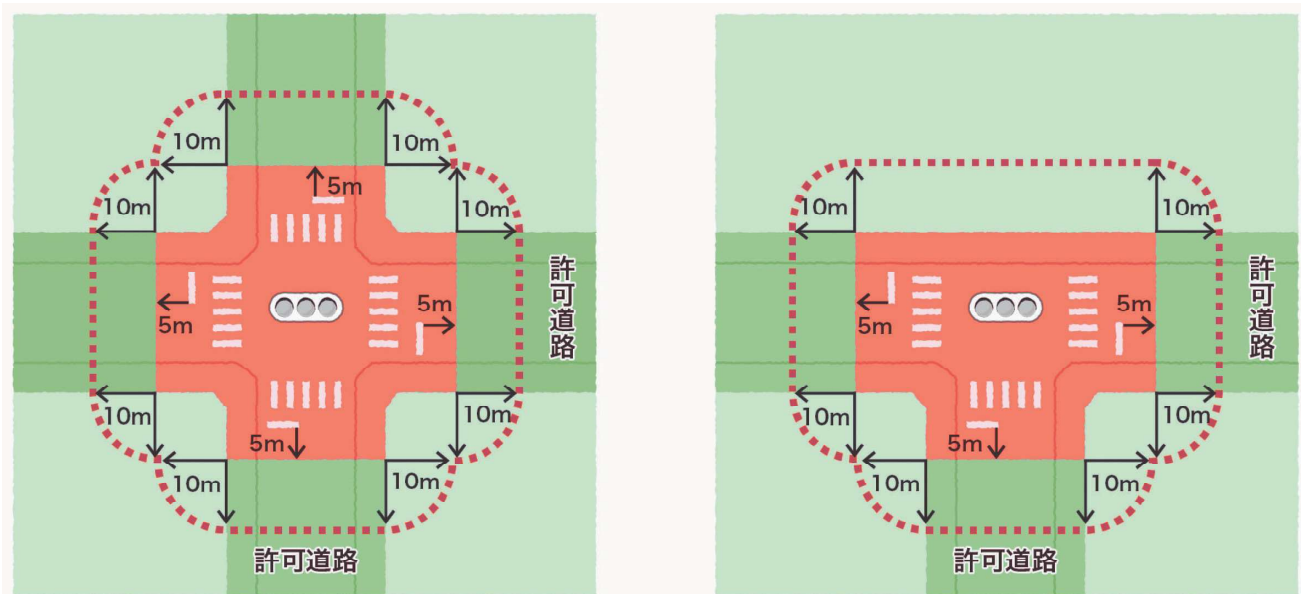
交差点の範囲と規制対象の範囲

交差点

交差点の直前の停止線及びその延長線から 5m 外側の線で囲まれた道路の区域

規制対象の範囲

上記区域から水平距離 10m 以内の区域



許可道路同士の十字路

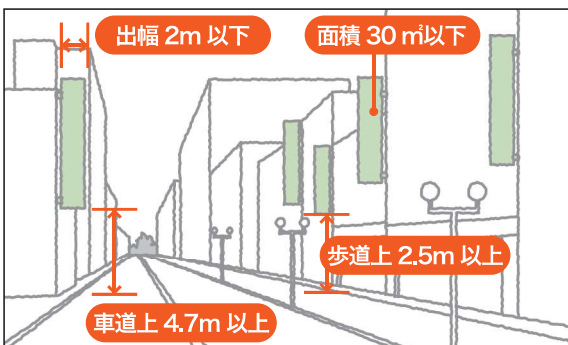
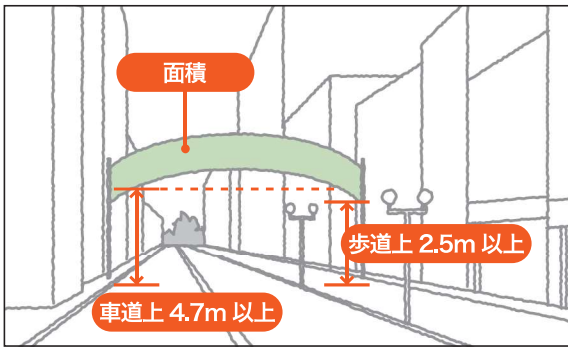
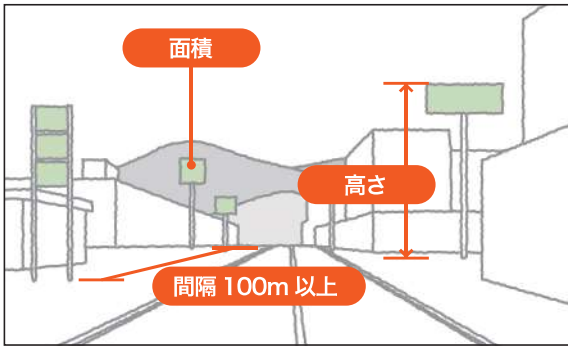
許可道路同士のT字路

広告物の表示基準

- 発光・照明装置により、常時表示内容を変化させない。
- 広告物に附属している照明は点滅させない。
- 蛍光塗料・反射材料を用いない。

許可基準の主なもの（抜粋）

屋外広告物を表示・設置するために許可が必要な場合、市町村に許可の申請をすることになりますが、許可基準に適合していなければ許可されません。以下の許可基準は、代表的なものをあげたものです。実際に許可の申請を行う場合には、適用除外に該当することもありますので、許可基準の詳細について事前に市町村にお問い合わせください。



広告板・広告塔

	自然景観型	市街地景観型
面積	1面 15 m ² 以下 (表示面積の合計 30 m ² 以下)	1面 30 m ² 以下 (表示面積の合計 60 m ² 以下)
高さ	10m 以下	指定なし
間隔	同一内容を表示する場合は非自家用の広告物に限り、間隔を 100m 以上離す。	

広告板・広告塔の定義

広告板：広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示されたもの。

広告塔：多角柱もしくは円柱の面を利用するもので、球形、多面体を含む立体広告物。

アーチ

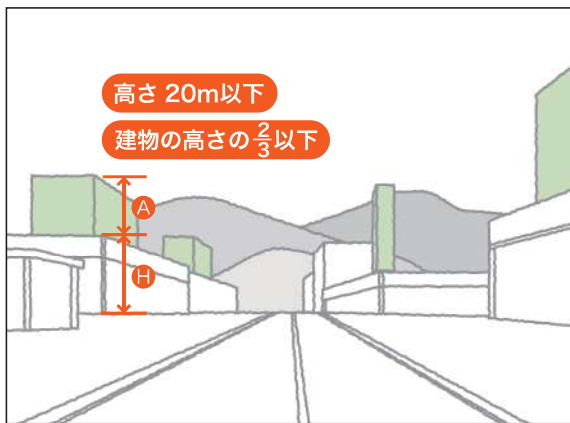
	自然景観型	市街地景観型
面積	1面 15 m ² 以下 (表示面積の合計 30 m ² 以下)	1面 30 m ² 以下 (表示面積の合計 60 m ² 以下)
高さ	広告物の下端の高さは車道上 4.7m 以上、歩道上 2.5m 以上	

壁面利用広告

面積	表示面積の合計が 30 m ² 以下
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の同一壁面の 1/2 以下 ● 同一壁面に複数の表示面がある場合、表示面積は各広告物の面積の合計 (A+B+C) とする。 $\frac{1}{2} \times dh \geq A+B+C$
間隔	同一内容を表示する場合は非自家用の広告物に限り、間隔を 100m 以上離す。

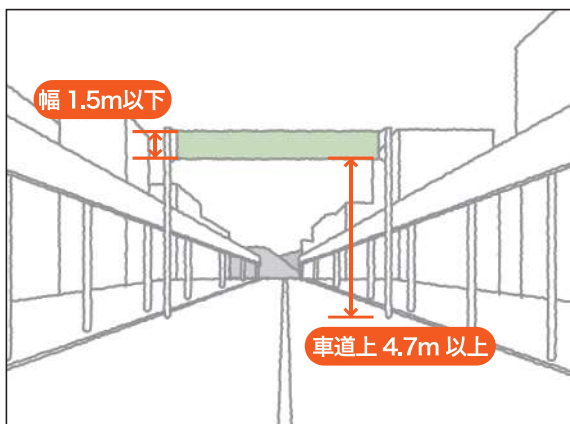
そで看板

面積	30 m ² 以下 (表示面が2面以上の電光ニュース板にあっては、表示面積 60 m ² 以下で、かつ、それぞれの表示面の面積は 30 m ² 以下であること。)
高さ	広告物の下端の高さは車道上 4.7m 以上、歩道上 2.5m 以上
幅	壁面からの出幅 2m 以下



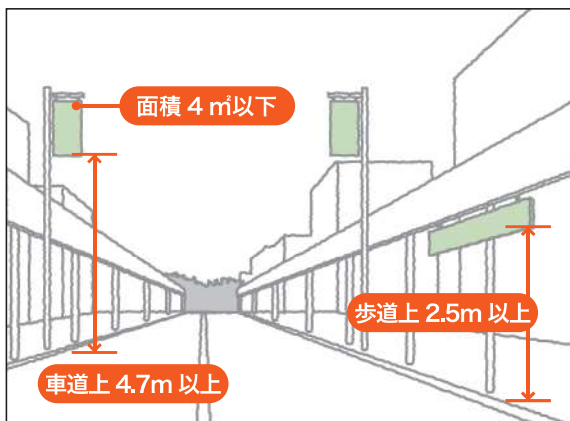
屋上広告物

面積	規定なし
高さ	設置する箇所から 20m 以下 ($A \leq 20m$) かつ建物の高さの $\frac{2}{3}$ 以下 ($A \leq \frac{2}{3} H$)
幅	規定なし



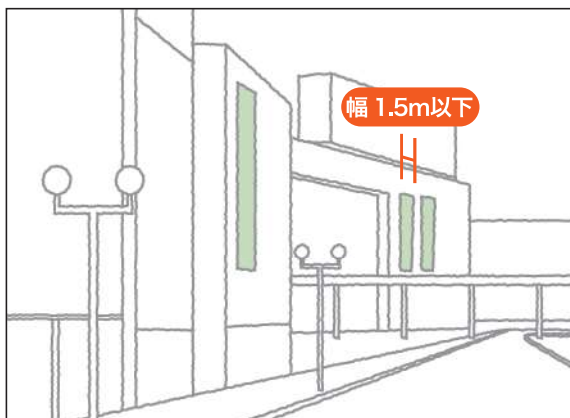
横断幕

面積	規定なし
高さ	車道：広告物の下端 4.7m 以上
幅	1.5m 以下



下げ看板

面積	4㎡以下
高さ	車道：広告物の下端 4.7m 以上 歩道：広告物の下端 2.5m 以上
幅	規定なし



垂れ幕

面積	規定なし
高さ	規定なし
幅	1.5m 以下

上記の屋外広告物は「自然景観型」・「市街地景観型」にかかわらず、すべての場所で同一基準が適用されます。

適用除外の広告物

経済活動や社会生活上最低限必要だと認められる屋外広告物は、一定の場合、条例の規制のうちの一定の事項（①禁止物件の規制 ②禁止地域の規制 ③許可地域の規制）が適用されません。これを適用除外といいます。広告物の様態に応じて、上記①～③すべての規制の適用除外となる場合と一部適用除外となる場合があります。

※適用除外される広告物であっても、禁止広告物、管理義務、点検義務、除却義務などの規定の適用は受けません。

自家用広告物の適用除外

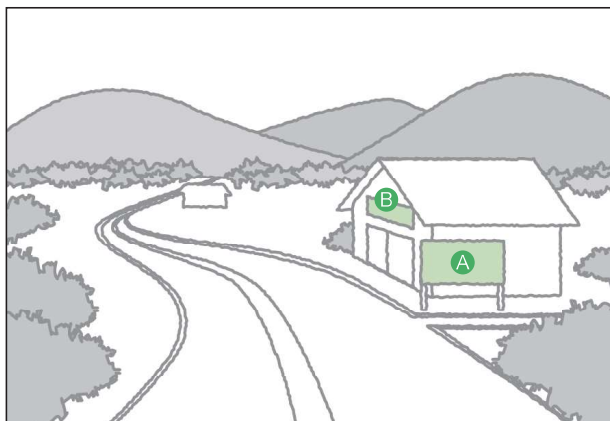
自家用広告物は、自分の名前、店名、会社の名称や自分の事業・営業の内容を表示するために、自分の住所や会社・店の敷地内に表示・設置する屋外広告物のことで、適用除外される広告物の代表的なものです。個人の表札もこれに含まれ、「〇〇商店」、「〇〇銀行」、「〇〇商事」など商号表示のほか、「食事処」、「生鮮食品販売」など、事業又は営業の内容を表す表示などが該当します。

自家用広告物が、次の基準を満たす場合には、禁止地域にも、許可地域にも、許可を受けずに表示・設置することができます。

自家用広告物の適用除外の基準

- 禁止地域・自然景観型許可地域に表示等する場合：
1 事業所あたりの表示面積が 7 m^2 以下であること。
- 市街地景観型許可地域に表示等する場合：
1 事業所あたりの表示面積が 15 m^2 以下であること。

1 事業所あたり 7 m^2 以下 $7 \text{ m}^2 \geq A+B$



禁止地域・自然景観型許可地域に表示等する場合

1 事業所あたり 15 m^2 以下 $15 \text{ m}^2 \geq A+B+C+D$



市街地景観型許可地域に表示等する場合

その他の適用除外広告物の主なもの

【禁止物件・禁止地域・許可地域の規制の適用除外となるもの】

法令の規定による広告物

- 建築確認の表示（建築基準法）
- 工事現場等への標識の掲示（建設業法）など

公職選挙法の選挙運動のための広告物

- 選挙期間中の選挙ポスター

【禁止地域・許可地域の規制の適用除外となるもの】

管理用広告物

（禁止物件の所有者等が表示等する場合を除く）

- 管理上の必要から表示する2㎡以下のもの。
「○○(株)資材置場」、「○○会社管理地」、「立ち入り禁止」、「高圧電線注意」、「遊泳禁止」など

一時的な広告物

- 冠婚葬祭、地域的行事のための広告物
- 催し物や政治・宗教等の集会のため、会場の敷地内に表示するもの

移動する広告物

- 人、動物、車両、船舶、航空機に表示するもの

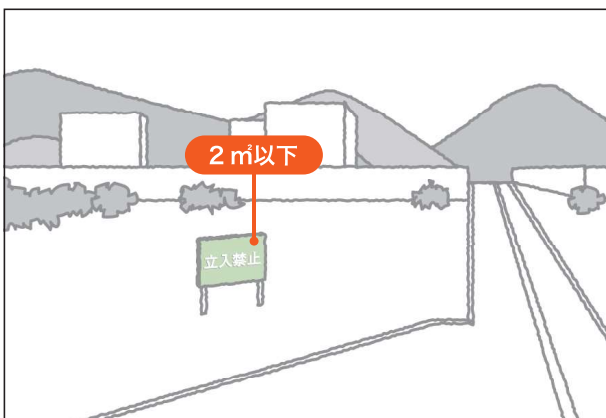
【禁止地域において許可を受けて掲出できるもの】

案内板

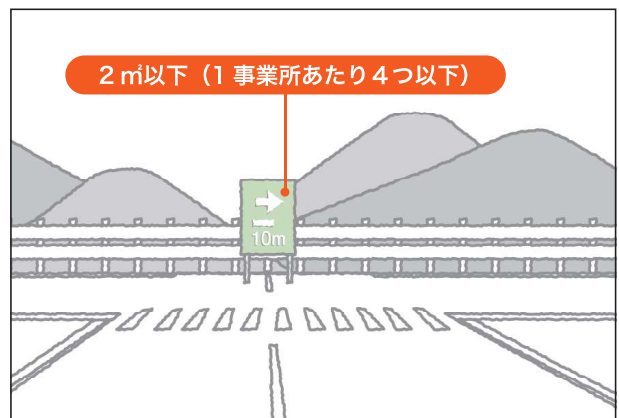
- 観光地の案内図板、町内・駅前案内図板
- 名所、旧跡、史跡等の説明板、公共掲示板
- 広告物の種類（はり札、広告板、壁面広告等）毎の許可基準を満たすもの

道しるべ

- 事務所の内容名称、方向、事業所までの距離
- 広告物の種類ごとの許可基準を満たし、かつ表示面積が2㎡以下（1事業所あたり4つ以下）



管理用広告物の例



道しるべの例

屋外広告業の規制

青森県屋外広告物条例では、屋外広告物の規制のほか、屋外広告活動の大半を担う屋外広告業についても規制を行っています。

屋外広告業の登録

青森県内（青森市・八戸市の区域を除く）で、屋外広告業を営もうとする場合は、県内に営業所があるかどうかにかかわらず、県に登録をしなければなりません。この場合、営業所ごとに業務主任者を置くことが義務付けられています。

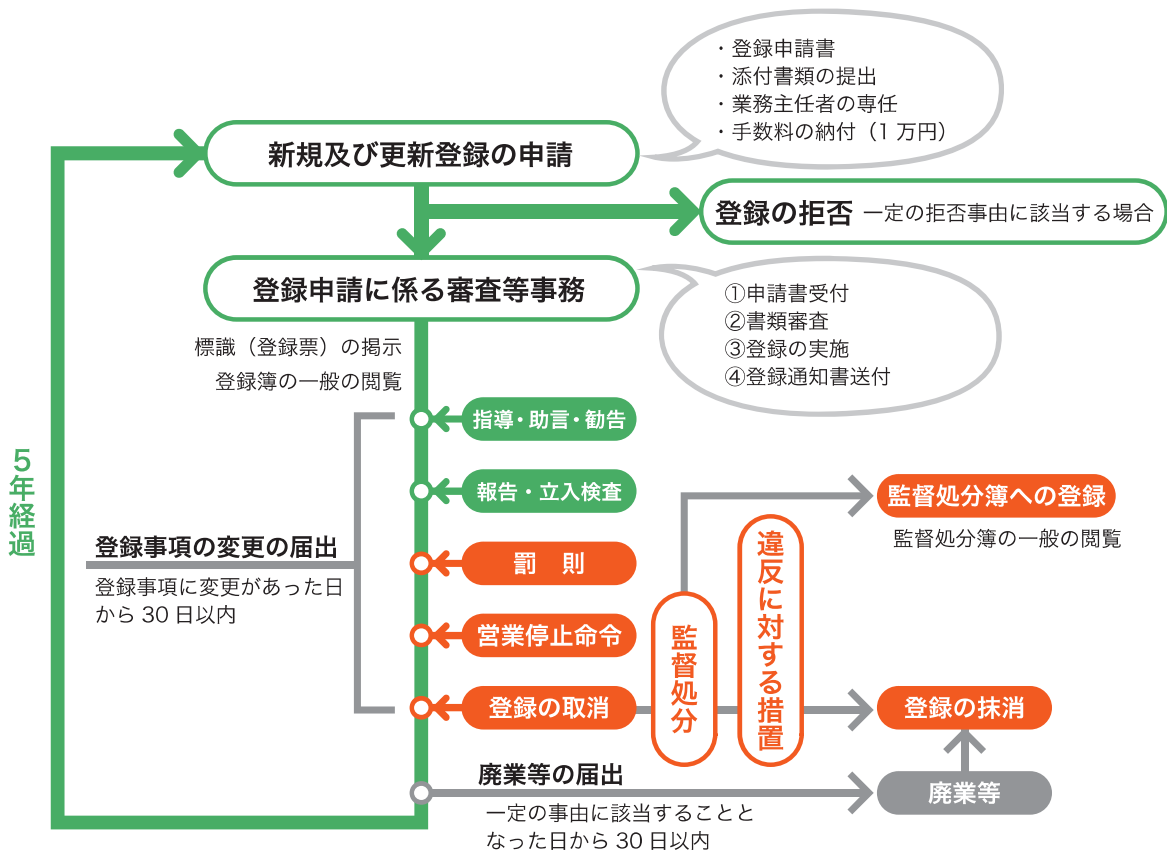
なお、青森市・八戸市では、平成 29 年 1 月より特例届出制度を導入しました。この制度は、青森県で屋外広告業の登録を受けている方が、その旨を青森市・八戸市に届け出ることにより、各市の登録を受けたものとみなし、各市内で屋外広告業を行うことができます。なお、届出に手数料はかかりません。

登録後の義務

- 標識（登録票）の掲示 営業所ごとに、商号、登録番号等を記載した標識を掲示しなければなりません。
- 帳簿の備付・保存 業務に関することを記載した帳簿を備付け、保存しなければなりません。
- 登録事項変更の届出 登録事項に変更があったときは、**30日以内**に県に届出なければなりません。
- 廃業等の届出 屋外広告業を廃業したとき等は、**30日以内**に県に届出なければなりません。

監督処分・罰則

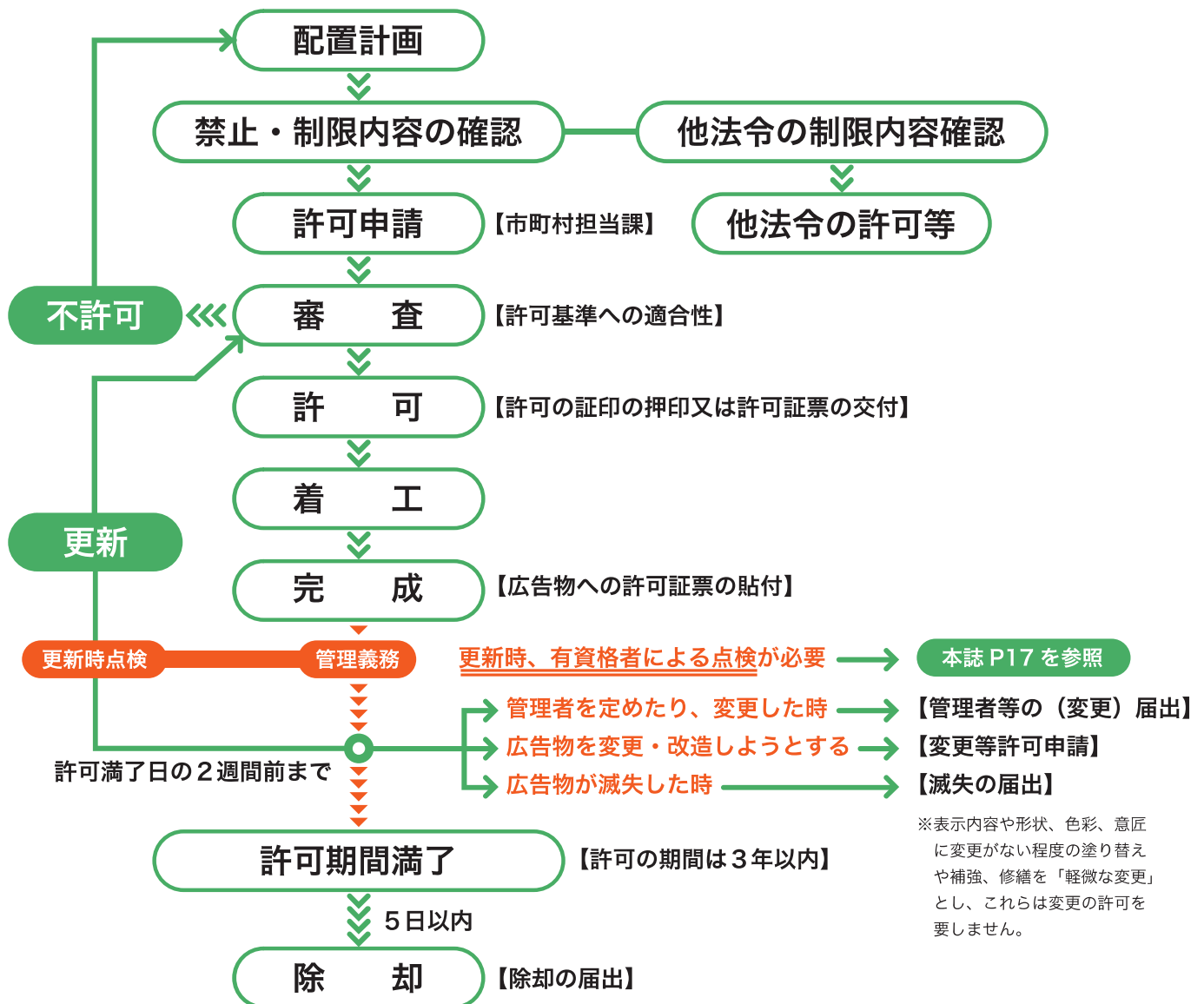
屋外広告業者が条例に違反した場合には、県は登録の取消しや営業の停止を命じる場合があります。また、無登録営業、不正の手段による登録、営業の停止命令に違反した場合には、**1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**が科される場合があります。



屋外広告物の許可手続き

許可手続は、屋外広告物を表示・設置する場所を管轄する市町村の屋外広告物担当課で行います。また、許可申請には、原則として広告物の種類、規模等に応じた手数料が必要となります。
必要な書類や手数料の額等については、各市町村にお問い合わせください。

許可申請の流れ



【許可申請の際の標準的な添付書類】

許可申請の際には、許可申請書に次のものを添付しなければなりません。

- 屋外広告物を表示・設置する場所を示す図面
- 屋外広告物の形状、寸法、材料、構造、設置の方法等に関する仕様書及び図面
- 屋外広告物を表示・設置しようとする土地又は建築物等が他人の所有又は管理に属する場合は、その所有者又は管理者の承諾があったことを証する書面
- 他の法令による許可又は確認を必要とする場合は、これらがあったことを証する書面又はその写し

※許可等に必要書類の様式については、青森県のホームページ「屋外広告関係の様式集」をご利用ください

屋外広告物の事故事例

P17にも記載のあるとおり、屋外広告物が適切に維持管理されていないと、事故の発生につながる場合もあります。事故が発生すれば、第三者への被害、さらに広告業者への信頼が損なわれることにもなりかねません。このようなことを防ぐため適切な安全点検を行うことが非常に重要になります。

■看板の基礎から損傷し、歩道や車道に倒壊した事例



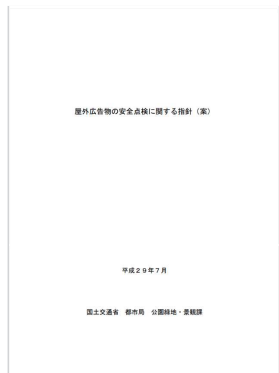
■看板の倒壊により一般の車にも被害があった事例



安全点検のための指針等

※参考資料

屋外広告物の安全点検等については「屋外広告物の安全点検に関する指針(平成29年)」や「看板の安全管理ガイドブック」に詳細が記載されています。屋外広告物の損傷・腐食・劣化・その他の異常を確認した場合は速やかに安全点検や補修等の措置を講じるようお願いします。



「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」(平成29年) 国土交通省作成

「看板の安全管理ガイドブック」 屋外広告物適正化推進委員会作成

屋外広告物を表示・設置される方、屋外広告業を営まれる方へ

屋外広告物を表示・設置される方へ

●必要な許可手続き等を確認してください。(P16)

- ・表示・設置の際には必要な許可手続きをご確認ください。屋外広告物関係法令以外、併せて他法令を遵守する必要があります。
- ・許可を受けるには、許可申請書に必要書類を添えて申請しなければなりません。
- ・許可を更新するには広告物の点検をおこなったうえで、許可期間満了の2週間前までに申請する必要があります。

●広告物表示等の禁止などがあります。(P3～P9)

- ・表示・設置ができない広告物、物件、地域があります。
- ・許可を受けなければ、表示・設置できない地域があります。

●表示に係る義務があります。(P2、P17)

- ・広告物を表示・設置された時点で、管理義務、点検、除却義務が発生します。

●表示等の規制には適用除外があります(P13)

- ・公共目的のものや社会生活を営む上で最小限必要な一定の広告物等については、屋外広告物規制のうち一定の事項の適用を除外しています。

●違反に対する措置があります(P16)

- ・条例に違反して広告物が表示・設置された場合には措置を命じる事があります。

屋外広告業を営まれる方へ

●屋外広告業の登録が義務付けられています(P15)

- ・青森県で屋外広告業を営もうとする場合は、県内に営業所があるかどうかにかかわらず、また、元請・下請にかかわらず登録をしなければなりません。
- ・登録の有効期限は5年、引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければなりません。

●業務主任者の設置が義務付けられています。(P15)

- ・営業所ごとに業務主任者を設置することが義務付けられています。

●監督処分・罰則があります。(P15)

- ・屋外広告業の登録業者が条例に違反した場合、登録の取り消しや営業の停止を命じる場合があります。

(青森市、弘前市、八戸市は独自条例が適用されます)

知っておきたい Q&A

Q 何をもって「屋外」というか？

A 「屋外」とは、広告物の表示場所が屋外（建築物等の外側）であることを言い、屋外にいる公衆（不特定多数）を広告対象として表示されることではありません。このため、建物等のガラス面の内側から外側に向けて屋外の公衆に対して表示されるものは、公衆を広告対象として表示していますが、表示場所が屋内であるため、「屋外」とはなりません。また、表示場所が屋外であっても、公衆に表示するものとは言い難い場所（プラットホーム、野球場等の閉鎖的空間など）での表示は、限られた空間にいる特定の者に対するものであり、「公衆に表示する」とは言えないため、基本的に屋外広告物としては取り扱わないこととしています。

Q 液晶ディスプレイなどを用い、動画による広告や表示内容を任意で変更することが可能なものは、屋外広告物として扱うべきか？

A 建物の外壁面など屋外に設置されている電光掲示板や液晶ディスプレイなどを用い、企業や商品の説明を動画などのように随時表示内容を変えて表示しているものについても、屋外広告物となります。広告を表示する装置や表現方法によって、屋外広告物か否かを判断するものではありません。また、プロジェクションマッピングなど建物の外壁等に一時的に表示するものは屋外広告物には該当しません。

Q 広告物と掲出物件の取扱いの違いはあるか？

A 広告物とは「看板、立看板、はり紙」等のそれ自体が広告をする物であり、掲出物件とは「広告塔、広告板」等の広告物を掲出する物件ということになります。屋外広告物条例では広告物自体はもちろんのこと、原則として掲出物件も規制の対象となります。よく道路沿道で見かける広告板は、厳密には広告板という広告物を掲出する物件（掲出物件）に、広告物を表示したものであるということになります。

Q 更新申請の際の安全性の確認はどのようなものか？

A 許可の期間の更新の場合は、現に設置されているものであることから、書類はもとより実体上の審査をより重視する必要があります。

新規の許可の場合と比べ、経年による劣化、老朽化等により安全性は低下しているものと考えられます。したがって、添付書類である広告物の写真や「屋外広告物等安全点検報告書」により安全性を確認することが必要です。

添付する写真は更新申請の1ヶ月以内に撮影したもの、屋外広告物等安全点検報告書は更新申請の2ヶ月以内に有資格者により点検がされたものとなっていますので、写真と屋外広告物等安全点検報告書を見て疑義がある場合等は、実際に現場で確認することも必要です。

なお、この申請は許可期間満了の2週間前までに提出することとしています。補強や補修等が許可期間満了までに間に合わないということが無いよう、例えば許可期間満了の2ヶ月前に更新申請を促す通知を行い、広告物の現状のチェックをした上で申請するよう書き添える等予め周知することが有効と考えられます。

Q 点検の方法等はどのようなものか？

A 平成29年の条例改正により、新たに点検項目が追加となりました。従来より条例第17条では屋外広告物の管理義務が謳われていましたが、近年、適切に維持管理されていない屋外広告物が全国各地で見受けられ、屋外広告物の安全性の確保が求められています。このような状況を踏まえ、国では「屋外広告物条例ガイドライン(案)」を改正し、本県でもこれを踏まえ、点検項目を追加することとなり、平成29年3月公布、同年10月に施行しました。

【点検方法】

- ・点検の対象となる広告物 はり紙、はり札等の簡易なものや他法令に同等の点検の規定のある知事の指定するものを除く全ての屋外広告物
- ・点検の行うことのできる有資格者（※P17に記載のとおり）
- ・点検する時期 更新許可申請前2ヶ月以内（設置後3年又は1年以内毎）
- ・点検する項目 広告物等の基礎部、上部構造部、支持部、取付部、広告板、照明装置などの劣化や損傷の状況を目視又は触診等により点検
- ・報告様式 屋外広告物等安全点検報告書（※P17に掲載）

その他の事項

報告及び検査

広告物の表示者、管理者または屋外広告業者は、条例の施行に必要な限度内で、県や市町村から資料を求められたり、広告物のある現場や屋外広告業者の営業所に立ち入って、広告物や業務に関する帳簿類の検査を受けることがあります。

屋外広告物講習会

県では、広告物の表示・設置に関する専門知識を習得していただくため、屋外広告物講習会を開催しています。講習会の修了者は、屋外広告業の登録に必要な業務主任者となることができます。

景観形成審議会

県では、規制地域の新たな指定や変更等をする場合、また、許可基準の設定や変更をする場合には、民間の有識者等で構成する青森県景観形成審議会の意見を聴くこととしています。

違反に対する措置

措置命令

屋外広告物規制の4本柱及び広告物の管理義務・点検義務・除却義務に違反した場合は、それを是正するため、市町村は除却命令等必要な措置の命令を出すことができます。この命令に違反した場合は、許可の取り消しのほか、強制的に除却(行政代執行)する場合があります。行政代執行に要した費用は、違反広告物の表示者等に請求されます。

許可の取消し

許可の条件や措置命令に違反した場合、不正に許可を受けた場合などは、広告物の表示等に許可が取り消される場合があります。許可が取り消された場合は、その屋外広告物を、5日以内に除却しなければなりません。

簡易除却

違反広告物が、はり紙、立看板などの簡易な広告物の場合で一定の要件を満たすときは、市町村自らが除却することがあります。

罰 則

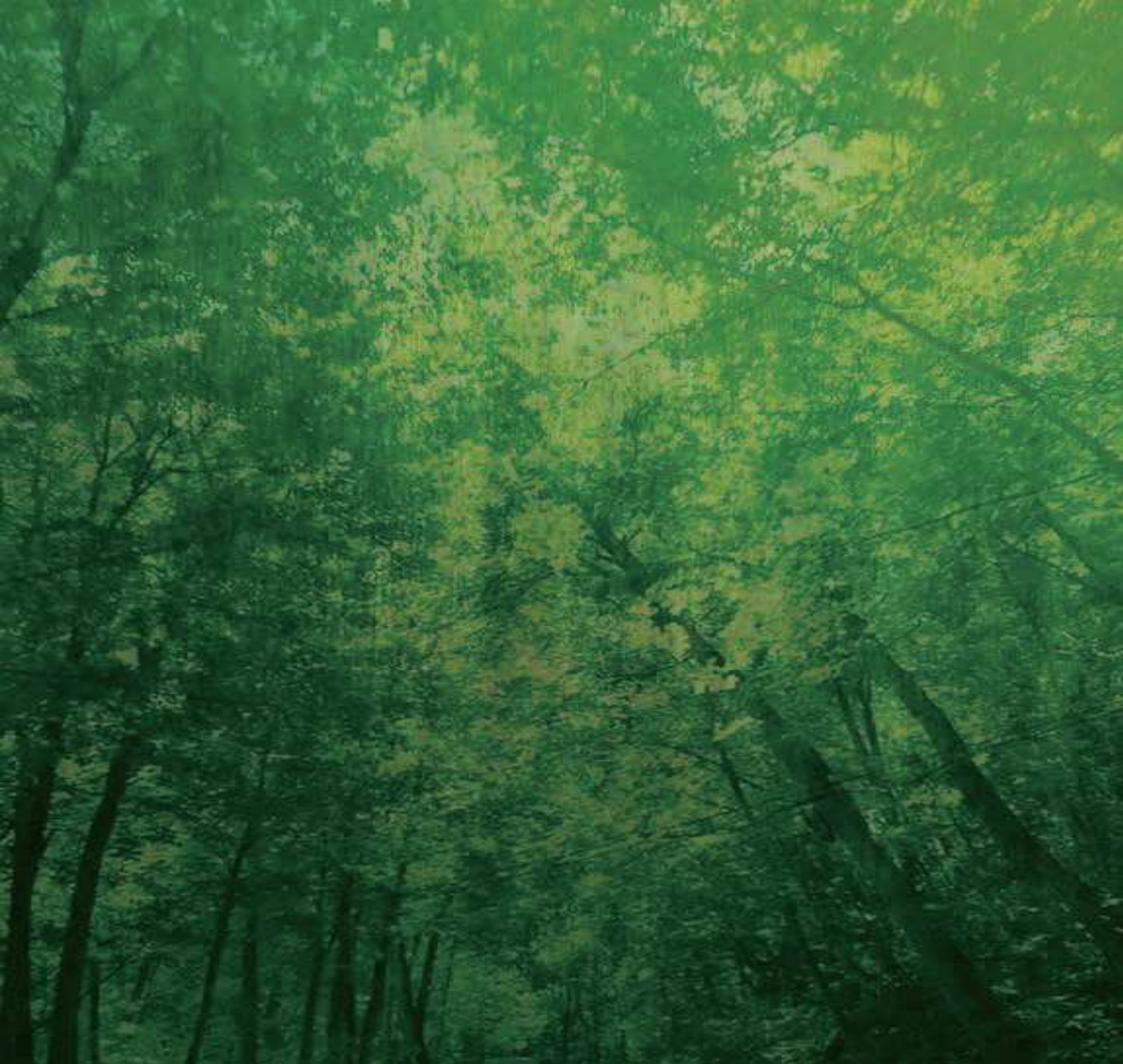
条例に違反した場合には、措置命令、許可の取消し、屋外広告業に対する監督処分のほか、罰則の適用を受けることがあります。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ●無登録営業、不正に登録を受けた場合など | → 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 |
| ●除却命令等措置命令の違反 | → 50万円以下の罰金 |
| ●禁止物件、禁止地域、許可地域の規制違反など | → 30万円以下の罰金 |
| ●立入検査を拒んだり、妨害した場合 | → 20万円以下の罰金 |
| ●廃業等の届出、標識の掲示、帳簿の備付等の義務違反 | → 5万円以下の罰金 |

許可申請窓口一覧

	市町村名	課名	住所	電話	ファックス
1	青森市	建築営繕課	〒038-8555 青森市中央1-22-5	017-752-8964	017-752-9006
2	弘前市	都市計画課	〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1	0172-34-3219	0172-35-3765
3	八戸市	都市政策課	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1	0178-43-9420	0178-41-2302
4	黒石市	都市建築課	〒036-0389 黒石市境松一丁目1-1	0172-52-2111	0172-52-4990
5	五所川原市	都市・交通課	〒037-8686 五所川原市字布屋町41-1	0173-35-2111	0173-35-3617
6	十和田市	都市整備建築課	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1	0176-51-6735	0176-22-9599
7	三沢市	都市整備課	〒033-8666 三沢市桜町一丁目1-38	0176-53-5111	0176-53-9900
8	むつ市	都市計画課	〒035-8686 むつ市中央1丁目8-1	0175-22-1111	0175-22-9718
9	つがる市	建築住宅課	〒038-3192 つがる市木造若緑61-1	0173-42-2111	0173-42-9522
10	平川市	建築住宅課	〒036-0242 平川市猿賀南田15-1	0172-55-7437	0172-55-7486
11	平内町	地域整備課	〒039-3393 平内町大字小湊字小湊63	017-755-2116	017-755-5845
12	今別町	産業建設課	〒030-1502 今別町大字今別字今別167	0174-35-3006	0174-35-2298
13	蓬田村	総務課	〒030-1211 蓬田村大字蓬田字汐越1-3	0174-27-2111	0174-27-3255
14	外ヶ浜町	建設課	〒030-1393 外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2	0174-31-1226	0174-31-1216
15	鱒ヶ沢町	建設水道課	〒038-2792 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321	0173-82-0962	0173-72-2374
16	深浦町	建設水道課	〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢84-2	0173-74-4413	0173-74-4415
17	西目屋村	建設課	〒036-1492 西目屋村大字田代字神田57	0172-85-2802	0172-85-3040
18	藤崎町	建設課	〒038-3803 藤崎町大字西豊田一丁目1	0172-88-8285	0172-75-2515
19	大鰐町	建設課	〒038-0292 大鰐町大字大鰐羽黒館5-3	0172-55-6594	0172-47-5000
20	田舎館村	建設課	〒038-1113 田舎館村大字田舎館字中辻123-1	0172-58-2111	0172-58-4751
21	板柳町	地域整備課	〒038-3692 板柳町大字板柳字土井239-3	0172-73-2111	0172-73-2120
22	鶴田町	建設整備課	〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬200-1	0173-22-2111	0173-22-6007
23	中泊町	環境整備課	〒037-0392 中泊町大字中里字紅葉坂209	0173-57-2111	0173-57-3849
24	野辺地町	建設水道課	〒039-3131 野辺地町字野辺地123-1	0175-64-2111	0175-64-7510
25	七戸町	建設課	〒039-2592 七戸町字七戸31-2	0176-62-6244	0176-62-6245
26	六戸町	建設下水道課	〒039-2392 六戸町大字犬落瀬字前谷地60	0176-55-2755	0176-55-2884
27	横浜町	企画財政課	〒039-4145 横浜町字寺下35	0175-78-2111	0175-78-2118
28	東北町	企画課	〒039-2492 東北町上北南四丁目32-484	0176-56-4082	0176-56-3110
29	六ヶ所村	政策推進課	〒039-3212 六ヶ所村大字尾鮫字野附475	0175-72-8136	0175-72-2743
30	おいらせ町	地域整備課	〒039-2289 おいらせ町上明堂60-6	0178-56-4702	0178-56-4264
31	大間町	生活整備課	〒039-4601 大間町大字大間字奥戸下道20-4	0175-37-2535	0175-37-4744
32	東通村	建設課	〒039-4292 東通村大字砂子又字沢内5-34	0175-33-2317	0175-27-2130
33	風間浦村	企画政策課	〒039-4502 風間浦村大字易国間字大川目28-5	0175-35-2111	0175-35-2403
34	佐井村	産業建設課	〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森20	0175-38-2111	0175-38-2492
35	三戸町	建設課	〒039-0198 三戸町大字在府小路町43	0179-20-1154	0179-20-1112
36	五戸町	都市計画課	〒039-1513 五戸町字古館21-1	0178-62-7962	0178-62-2215
37	田子町	建設課	〒039-0292 田子町大字田子字天神堂平81	0179-20-7117	0179-32-4294
38	南部町	企画財政課	〒039-0592 南部町大字平字広場28-1	0178-38-5960	0178-38-5980
39	階上町	建設課	〒039-1201 階上町大字道仏字天当平1-87	0178-88-2120	0178-88-2117
40	新郷村	建設課	〒039-1801 新郷村大字戸来字風呂前10	0178-78-2111	0178-78-2118

※令和8年3月現在の窓口担当課となります。
 今後、担当課や電話番号等の変更がある場合もあります。最新のものは県都市計画課HPで御確認ください。
 青森市、弘前市及び八戸市の区域については、各市の屋外広告物条例が適用となります。
 屋外広告物業の登録については、青森市の区域は青森市、八戸市の区域は八戸市、それ以外の区域では青森県が窓口となります。
 (ただし、青森県へ登録された場合には、その旨を青森市、八戸市の各市へ届出することで、各市への登録を受けたものとみなす「特例届出制度」を適用しております。詳細は直接各市へお問い合わせください)



お問い合わせ

青森県 県土整備部 都市計画課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

TEL:017-734-9681 FAX:017-734-8196

E-mail : okugaikoukoku@pref.aomori.lg.jp